

さいたま市導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市人口構造としては、令和12年をピークに人口減少期に突入することが見込まれており、令和7年以降には、生産年齢人口の減少局面に入るという大きな転換期の到来が予測されるなど、経済規模の縮小や人手不足への対応が課題となっている。

本市産業構造は、卸売業・小売業が全体の24.9%、飲食サービス・宿泊業が11.9%となっており、東日本と首都圏とをつなぐ中枢都市として顧客誘引力の高い商業・サービス業の割合が高いことが特徴としてあげられるほか、首都圏への近接性や新幹線6路線を始めとしたJR・私鉄各線が集まる交通結節点という地理的優位性を有しており、広域的なビジネス拠点として研究開発型企業を始めとする製造業の集積が進んでいる。

一方で、労働生産性については、全国平均と比して高い水準にあるとは言えない状況となっており、更に長期化する新型コロナウイルス感染症の影響に加え、原油価格・物価高騰等の影響は市内産業に広く及んでいるなど、市内中小企業者の置かれた事業環境は厳しい状況となっている。

こうした状況下においても、力強く持続可能な市内経済としていくために、市内中小企業者の労働生産性向上に関する施策を講ずることは必要不可欠である。

(2) 目標

市内中小企業者が、高齢化や人手不足等の厳しい事業環境を乗り越え、また、社会経済情勢の変化に対応できる力強い経営基盤の構築に向け、先端設備等の導入促進による生産性向上を図っていく。

これを実現するため、年30件の新規認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

固定資産税の減額措置による中小企業者の先端設備等の導入支援や本市独自の生産性向上支援等を通じ、先端設備等導入計画認定事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）を年平均3%以上向上させることを目標とする。

2 先端設備等の種類

本計画において定める先端設備等の種類については、多種多様な産業が立地する本市の特性を鑑み、幅広い種類の設備投資を促すため、中小企業等経営強化法施行

規則第7条第1項で規定する先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本計画において定める対象区域は、市内全域に立地する多様な中小企業者の取組を促進するため、埼玉県さいたま市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

労働生産性向上は市内産業全般の課題であることから、全ての業種・事業を対象とする。

ただし、「5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項」に掲げる事項を除く。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

計画期間は国の同意日から2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

以下の場合には、先端設備等導入計画の認定の対象としない。

- ・ 人員削減を目的とした取組
- ・ 公序良俗に反する取組
- ・ 反社会的勢力との関係が認められるもの
- ・ その他市長が不相当と認めるもの